

3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引下げ

平成20年8月以後、

339, 235円 → 337, 343円 と引き下げられる。

※ 支給限度額とは、

- ① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。
- ② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度額を超えるときは、
 $(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

